

台風19号の災害に伴う雇用調整助成金の 特例措置を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【追加の特例内容】(台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

① 休業(教育訓練、出向は除く)を実施した場合の助成率を上げます。

【中小企業】2/3 ⇒ **4/5** 【大企業】1/2 ⇒ **2/3**

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

② 支給限度日数を延長します。

「1年間で100日」⇒「1年間で **300日**」

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、

ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、

イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。

(既に実施している特例措置)

⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。

⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象としています。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内

このたびの台風19号の被害を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内のハローワークの「特別相談窓口」などで、被災した事業主の方々に、事業所の助成金（休業）や雇用保険の特例給付の相談にお応えしています。

2 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の労働基準監督署の「特別相談窓口」などで、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 豪雨の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災により、計画どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、雇用調整助成金や、雇用保険制度の特別措置もご活用いただくことで、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。台風による水害等による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00073.html)



2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

台風19号の被害による「経済上の理由」（例：損壊した施設設備等の修理に必要な修理業者の手配や部品の調達が困難等）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金を利用できます。→ 詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



3 失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

労働保険料、障害者雇用納付金等の納付の猶予

台風19号によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料、障害者雇用納付金などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

→詳しくは、労働保険料等については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金等については独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

各種助成金の支給申請

台風19号の被害を理由にハローワーク等に行くことができません、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→ 詳しくは、労働局または最寄りのハローワークへお問い合わせください。

中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資制度の返済猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html



従業員の皆さま、仕事をお探しの皆さまへ

令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内

このたびの台風19号の被害を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 仕事をお探しの方は…

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内のハローワークの「特別相談窓口」などで、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。

2 労働条件等に関するご相談は…

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の労働基準監督署の「特別相談窓口」などで、災害を理由とする労働条件の引下げや解雇・有期契約労働者の雇止めなど、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 就職活動中の学生・生徒の方は…

岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内労働局の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方へ

1 雇用保険の特別措置があります

- 災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

→雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

- 失業給付の受給資格者が、災害により所定の認定日にハローワークへ来所できない場合や公的機関等の募集する災害救助法適用区域を支援するボランティア活動に参加する場合は、認定日変更の取扱いが可能となる場合があります。また、災害により住所又は居所を管轄するハローワークへ来所できない場合は、住所又は居所を管轄するハローワーク以外のハローワークにおいて給付手続を行うことが可能となる場合があります。

→詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2 Q&Aをご用意しています

台風による水害等に伴って休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてのQ&Aをまとめていますので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。

「未払賃金立替払制度」

申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

台風により事業活動が停止し、再開する見込みのない被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払賃金の立替払については、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122751_00009.html



スマートフォンからも

「就労中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「就労中」や「通勤中」に被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられることがあります。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

「勤労者財産形成持家融資制度」・「労働金庫」

1 財形持家融資制度の特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資制度の返済猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



スマートフォンからも

2 労働金庫における対応

被災により預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、東北労働金庫、中央労働金庫、新潟県労働金庫、長野県労働金庫、静岡県労働金庫の各取扱店舗までお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html）

でも、関連の情報をお伝えしています。

スマートフォンからも

